

十九八	七八六	五六四	三二一	○財務省令第三十号(昭和五十七年大蔵省告示第百三十六号)
償還期限	発行価格	振替額面金額	最低額面金額	法律の施行等及び記載
八	行単位	日	位	行方法
た平十額平す額の振 だ成六面成るの記替 し二錢金二。整載法 、十五額十數又の 償七厘百六倍は規 還年円に記定金録に 期が銀行休業日に につき十九日 二十日 十九日 に	千億額引万八面受 円千金け銀機関で 万額円で一兆七千四 百六十	日本振引銀行によ る借換えのための 最振低替も額口の面 と金簿	日本振引銀行を受 けるものとし、その う。そのための	特社債第一項に關 する法律(平成二十 三条第十九年別會 計法)第二十三号(平 成三十一年法律第七 十号)第三項に關す る法律(平成二十一年 法律第七十五号)。
成年三十月二十日 に告示する。割引短 期國債の平成三十 六年三月二十日より 告示する。	國庫短期証券(第四 百三十八回)	財務大臣 麻生太郎		

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
六 百 支 き
年 円 払 は
三 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
日 円 業 日
に